

福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部要項

平成21年10月1日
工学研究科長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、福井大学学術研究院工学系部門研究活動推進委員会要項（平成21年9月18日工学研究科長裁定）第3条第2項の規定に基づき、福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部（以下「センター本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センター本部は、学術研究院工学系部門（以下「工学系部門」という。）における研究活動をより活性化し、活動の水準を維持・発展させ、研究成果の量と質のより高い水準を目指すことを目的とする。

(研究プロジェクトの設置)

第3条 センター本部に研究プロジェクトを置く。

2 研究プロジェクトに関し、必要な事項は別に定める。

(業務)

第4条 センター本部は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 研究プロジェクトの設置・改廃に関わる次の業務

- ① 研究プロジェクトの募集・審査・採択
- ② 研究プロジェクトの継続審査・終了審査
- ③ 研究プロジェクトの目的、目標及び研究組織等の変更審査・承認
- ④ その他、研究プロジェクトの設置・改廃に関わる必要な事項

(2) 研究プロジェクトに対する予算支援、人的支援等の支援業務

(3) 工学系部門における研究活動・学術集會開催に関わる予算支援、人的支援等の支援業務

(4) その他、センター本部の目的を遂行する上で必要な業務

(組織)

第5条 センター本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 本部長

(2) 副本部長1名

2 本部長は、福井大学学術研究院工学系部門研究活動推進委員会（以下「研究活動推進委員会」という。）委員長をもって充てる。

3 副本部長は、研究活動推進委員会副委員長をもって充てる。

4 センター本部は、必要に応じて専任担当職員を置くことができる。

(センター副本部長の任期)

第6条 センター副本部長の任期は、センター本部長の在任期間とする。

(運営)

第7条 センター本部の円滑な運営を図るため、センター本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究活動推進委員会をもって充てる。

(事務)

第8条 センター本部の事務は、総務部工学系運営管理課において処理する。ただし、研究プロジェクトに直接関わる研究予算・外部資金等の経理は、各研究プロジェクトのそれぞれの予算等の担当部署で行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、センター本部の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年9月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。